

和歌山市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託  
プロポーザル実施要領

公表日 令和2年8月12日

## 1 契約概要

- (1) 名称 和歌山市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託
- (2) 場所 和歌山市塩屋5丁目3番41号外（和歌川終末処理場外）
- (3) 目的

和歌山市公共下水道において、中央終末処理場、和歌川終末処理場、北部終末処理場を供用している。特に和歌川終末処理場は昭和48年に建設開始し47年を経過しており、施設の老朽化が著しく、改築更新を行うことが喫緊の課題となっている。また、より効率化を図るため、和歌川終末処理場の汚水処理機能は、中央終末処理場に統合する計画となっている。

本業務においては、限られた予算及び職員の範囲で下水道事業のより一層の効率化及び質の向上を目的に、中央終末処理場と和歌川終末処理場の汚水処理機能の統廃合に伴う新規施設の整備、将来の改築更新、運転、維持管理等をパッケージ化したコンセッション方式を初め、多様な官民連携事業スキームを検討し、情報整備を行うことでその有効性について評価を行うものである。

- (4) 業務内容  
別紙「和歌山市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (5) 契約期間 契約締結日翌日から令和3年3月8日まで

## 2 見積限度額（予定価格）

16,434,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

3-1 単体企業については、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
  - イ 破産者で復権を得ないものであること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がない者であること。
  - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市企業局建設

工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置又は、和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

(6) 令和元・2年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下、「令和元・2年度登録」という。）において、土木関係建設コンサルタントに係る下水道の登録がされている者であること。

(7) 令和元・2年度登録について、次に掲げるいずれかの基準を満たす者とする。

ア 和歌山市内に所在する主たる営業所（本社・本店）を有していること。

イ 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公表日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ令和元・2年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。

(8) 過去15年間に於いて、国、地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人が発注した下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務の同種の業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。

(9) 次に掲げる要件を満たす者（直接的に雇用している者に限る。）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できる者であること。

ア 3-1(8)に示す業務について、管理技術者または担当技術者として完了した実績を有すること。

イ 技術士資格（総合技術監理部門（上下水道-下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。

(10) 本業務にあたり、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者（直接的に雇用している者に限る。）を配置できる者であること。

3-2 共同企業体においては、3-1(1)～(5)に掲げる要件、及び次に掲げる要件について全て満たす者であること。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、単体企業として参加しようとする者は共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の結成については、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア 1共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 共同企業体は、構成員の中から代表者1社を定め、代表者が申請書類等を提出すること。

ウ 1構成員当たりの出資比率は、30パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 管理技術者及び照査技術者は、代表者の組織に所属していること。

(2) 構成員の内、代表者については、次に掲げるアを満たす者とする。また代表者以外の構成員は次に掲げるアまたはイを満たす者であること。

ア 令和元・2年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下、「令和元・2年度登録」という。）において、土木関係建設コンサルタントに係る下水道の登録がされている者であること。

イ 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定により、競争入札参加有資格者名簿（物品調達、業務委託関係）の令和2年7月1日掲載分に登録されている者で、業務別調書の内、業務委託調書を提出している者であること。

(3) 構成員については、次に掲げるアまたはイのいずれかを満たす者であること。

ただし、構成員のいずれかが、次に掲げるアを満たす者とする。

ア 和歌山市内に所在する主たる営業所（本社・本店）を有していること。

イ 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公表日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ令和元・2年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。

(4) 代表者については、3-1(8)～(10)を満たす者とする。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 共同企業体で参加の場合

(ア) 共同企業体協定書（様式2）

(イ) 共同企業体届出書兼委任状（様式3）

ウ 単体企業及び共同企業体の代表者及び構成員については3-1(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式4）」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 会社概要

単体企業、共同企業体の各構成員の会社概要がわかるもの。（パンフレット等可。）

オ 単体企業については3-1(6)、共同企業体については3-2(2)にかかる「競争入札参加資格登録書」の写し。

- カ 単体企業及び共同企業体の代表者については3-1(8)に示す確認資料  
業務実績調書(様式7)に記載し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し等を提出すること。なお、複数の実績を有する場合は全て提出すること。
- キ 単体企業及び共同企業体の代表者については3-1(9)に示す確認資料  
①配置予定技術者一覧表(様式6)に、規定する資格を有することを証する書類及び直接的に雇用していることを証する書類を提出すること。  
②業務実績調書(様式7)にテクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し、管理技術者通知書等、業務実績がわかる書類を添付すること。
- ク 単体企業及び共同企業体の代表者については、会社にかかる下水道事業の計画策定業務等実績を業務実績調書(様式8)に記載し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し、管理技術者通知書等、業務実績がわかる書類を添付すること。  
※ただし、本事項にかかる業務実績は参加要件ではないが、参加する資格を有する者が多数の場合、9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行うため、該当する実績がある場合は提出すること。
- ケ 単体企業及び共同企業体の代表者については、照査技術者にかかる下水道事業における官民連携事業導入可能性調査実績を業務実績調書(様式7)に記載し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し、管理技術者通知書等、業務実績がわかる書類を添付すること。  
※ただし、本事項にかかる業務実績は参加要件ではないが、参加する資格を有する者が多数の場合、9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行うため、該当する実績がある場合は提出すること。

(2) 提出期限 令和2年8月24日(月) 17時15分まで(必着)

(3) 提出場所 和歌山市企業局

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎3F  
下水道部下水道企画課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 9 3

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 7 6

E-mail : gesuikikaku@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

## 5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

(1) 提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和2年8月27日(木)

(2) 企画提案者の選定

プロポーザル参加資格確認申請書の提出者のうち、参加する資格を有する者が多数の場合は、9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行い、5者程度を選定するものとする。

5者以下の場合にはすべての者を選定し、企画提案書等の提出を求めるものとする。

## 6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和2年9月7日(月) 17時15分まで

(2) 質問方法

所定の書式(様式5)により電子メールにて受付。電子メール以外で提出された質問や期限経過後の質問は一切受け付けない。

(3) 質問先 上記4(3)に同じ。

(4) 回答方法

質問者に対して電子メールで回答するとともに、企業局ホームページにより公表する。

(5) 質問への回答期限 令和2年9月9日(水)

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

正本1部及び副本10部(副本は写し可)とする。

ア 企画提案書(A4版、左綴じ、両面5枚(10ページ)以内)

下記9評価基準及び配点で示す評価項目の順序に記載し、仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。

イ 実施体制図(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

ウ 業務スケジュール(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

エ 参考見積書

(ア) 任意様式とする。

(イ) 積算内訳を明示すること。

(ウ) 業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

(エ) 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

(オ) 宛先は「和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男」とすること。

オ 配置予定の技術者の一覧(様式6)

カ 下水道事業における官民連携事業可能性調査の同種の業務を履行した実績を有することを証する書類(様式7)

会社、管理技術者、照査技術者それぞれ作成し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し等を提出すること。

※同種業務については、下水道事業官民連携事業可能性調査業務を優先して記載すること。

(ただし、記載できる業務実績は下水道分野に限る。)なお、可能性調査とは、官民連携事業のスキーム検討、VFM算定、民間事業者へのサウンディング調査、資産等情報整備調査等を含む業務とする。

キ 下水道事業の計画策定業務等(変更業務含む。)を履行した実績を有することを証する書類(様式8)

会社の実績を作成し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し等を提出すること。

※計画策定業務等実績については、本市が発注した計画業務等(全体計画、事業計画、スト

ックマネジメント計画等、特に終末処理場の計画検討を含む業務)を優先して記載すること。

(2) 提出期限 令和2年9月16日(水) 17時15分まで(必着)

(3) 提出場所 上記4(3)に同じ

(4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) 提出制限 企画提案書は、1提案者について1件を限度とする

## 8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容 企画提案説明に15分以内、質疑応答に10分以内とする。

イ 開催日時 令和2年9月25日(金) (予定)

ウ 開催場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所

ただし、正式な日時、場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

エ 説明者 配置予定の管理技術者及び担当技術者を含めた3名以内とする。

オ その他 プロジェクター、スクリーンについては和歌山市企業局が準備する。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書(令和2年9月28日(月)送付予定)により通知する。

## 9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

### (1) 企画提案評価 100/100点

評価項目	評価の視点	配点
①実施体制	会社の業務実績の評価(官民連携事業(下水道事業分野)・下水道事業計画策定にかかわる調査・検討業務の実績件数) 管理技術者等の業務実績、能力の評価(官民連携事業(下水道事業分野)に関わる調査・検討業務の実績件数)	20
②業務実施方針	業務内容の理解度 企画提案の実現性、独創性、妥当性 実施手順、工程の適正度	30
③提案内容の評価	提案内容の妥当性・実現性 官民連携による効率的な施設運営手法の具体的な提案 先導的・先進的な手法・スキーム等の具体的な提案 社会・地域貢献度	40
④見積価格の評価	見積金額の妥当性 評価点=配点×(最低見積額/提案者の参考見積額)	10
合計		100

(2) 評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(1) 企画提案評価の評価項目の配点の高い順(③→②→①→④の順)の評価により受託候補者を特定する。

## 10 日程

項目	日程(予定)
公募の開始	令和2年 8月12日(水)
参加資格確認申請書受付	令和2年 8月24日(月) 17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和2年 8月27日(木)
質問の受付	令和2年 9月 7日(月) 17時15分まで
質問の回答	令和2年 9月 9日(水)
企画提案書の受付	令和2年 9月16日(水) 17時15分まで
プレゼンテーション等の実施	令和2年 9月25日(金)
評価結果通知	令和2年 9月 下旬
契約締結予定日	令和2年 9月 下旬

## 1 1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコツ額が、見積限度額（予定価格）を超過したものの

## 1 2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度  
適用しない。
- (2) 部分払い制度  
適用しない。
- (3) 契約保証金  
必要である。
- (4) 契約書作成の要否  
必要である。

## 1 3 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本市が配布する資料等は、本プロポーザルに関する事項以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本プロポーザルの目的以外に無断で使用（複製、転記又は転写）しない。なお、提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出等は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (7) 受託候補者と契約にいたらなかった場合は、次点の者と契約交渉をする場合がある。
- (8) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市企業局との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (9) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (10) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。
- (11) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。